

規制シート(様式)

200200600040001

平成28年12月16日

規制の名称	石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく事業主からの一般拠出金及び特別拠出金の徴収	所管府省	環境省
根拠法令等	石綿による健康被害の救済に関する法律(平成18年法律第4号)第35条及び第47条	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	環境保健部環境保健企画管理課石綿健康被害対策室長 高城 亮
規制目的	石綿による健康被害の特殊性にかんがみ、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費等(救済給付)を支給するための措置を講ずることにより、石綿による健康被害の迅速な救済を図ることを目的とする。		
規制内容の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・労災保険適用事業主(労災保険の保険関係が成立している事業の事業主。労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第8条第1項又は第2項の規定により元請負人が事業主とされる場合にあっては、当該元請負人。)は、毎年度、救済給付の支給に要する費用に充てるため、一般拠出金を拠出する義務を負う。 ・特別事業主(石綿の使用量、指定疾病の発生の状況その他の事情を勘案して、政令で定める要件に該当する事業主)は、毎年度、救済給付の支給に要する費用に充てるため、特別拠出金を拠出する義務を負う。 	関連する予算	<ul style="list-style-type: none"> ・石綿健康被害救済事業交付金(平成28年度予算4億円)の内数 ・石綿健康被害救済事務の財源の労働保険特別会計への繰入経費(平成28年度予算1億円)
規制の最近の改廃経緯	<p>-</p> <p>「石綿健康被害救済制度の在り方について(二次答申)」(平成23年6月 中央環境審議会)</p> <p>「石綿健康被害救済制度の施行状況及び今後の方向性について」(平成28年12月 中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害救済小委員会)</p>	関連する政策評価結果	
規制を維持、改革又は新設する理由	<p>現行制度は、個別的な因果関係を明確にすることが困難という石綿による健康被害の特殊性にかんがみ、民事上の責任とは切り離して、事業者、国及び地方公共団体の費用負担により被害者の迅速な救済を図ろうとするもの。</p> <p>こうした制度の基本的考え方については、平成23年6月の中央環境審議会「石綿健康被害救済制度の在り方について(二次答申)」において「今後とも制度を取り巻く事情の変化を注視しつつも、当面は現行の基本的な考え方を維持していくこととするほかない」とされ、また、平成28年12月の中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害救済小委員会「石綿健康被害救済制度の施行状況及び今後の方向性について」においても「現行制度の基本的考え方を変える状況にあるとは結論されなかった」ところ。</p>	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	<p>-</p>		
見直し条項	石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律(平成23年8月30日法律第104号)附則第3条		
次の見直し時期	平成33年度		